

人 定 第 5 号
令和 4 年 3 月 3 0 日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

本省内部部局の職員の配置定員について（通達）

標記については、別表のとおりとし、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その適正な運用に留意願います。

なお、令和 3 年 7 月 2 日付け人定第 2 3 号当職通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又 は 官 職 名	配 置 定 員 (人)								
	特 別 職	指 定 職	行 政 職 (一)		行 政 職 (二)	医 療 職	専 門 ス タ ッ プ 職	合 計	
			うち 検 事	うち 検 事				うち 検 事	うち 検 事
事 務 次 官		1						1	
秘 書 官	1							1	
官 房 長		1	1					1	1
公 文 書 監 理 官		1						1	
サイバーセキュリティ・ 情 報 化 審 議 官		1						1	
官 房 審 議 官		1		3	3			4	3
官 房 参 事 官				4	4			4	4
秘 書 課				53	2			53	2
人 事 課				41	3			41	3
会 計 課				75	1	24		99	1
国 際 課				21	3			21	3
施 設 課				80	1		1	81	1
厚 生 管 理 官				21			5	26	
司 法 法 制 部		1	1	61	5			62	6
うち 国立国会図書館 館 支 部 法 務 図 書 館				6				6	
大 臣 官 房 小 計	1	6	2	359	22	24	5	396	24
民 事 局		1	1	98	14			99	15
刑 事 局		1	1	67	16			68	17
矯 正 局		1	1	84	1		1	86	2
保 護 局		1	1	49	3			50	4
人 権 擁 護 局		1	1	27	3			28	4
訟 務 局		1	1	88	28		1	90	29
合 計	1	12	8	772	87	24	5	817	95

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第3項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。